

〔注〕2011年4月から改正沿革を付記した。

改正	2011年4月1日	2014年4月1日
	2016年4月1日	2018年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、中京大学情報センター（以下「センター」という。）が管理するコンピュータ演習室及び情報ゼミナール室（以下「演習室」という。）・コンピュータ自習室（以下「自習室」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 演習室・自習室の利用資格者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中京大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び大学院特別研究学生を含む。）
- (3) その他センター長が認めた者

2 前項に掲げる利用資格者がその身分を停止されているときは、原則として利用を認めない。

(利用登録)

第3条 演習室・自習室を利用しようとする者は、所定の利用登録手続を行わなければならない。ただし、本学の大学教員及び学生は、この手続を免除される。

(遵守事項)

第4条 演習室・自習室を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの事業目的に適合する利用であること。
- (2) センターの設備・機器の有効かつ適正な利用であること。
- (3) センターの行政職員の指示に従うこと。
- (4) その他センター長が定めること。

(禁止行為)

第5条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他人のコンピュータ利用番号（以下「利用者番号」という。）を使用する行為又は自身の利用者番号を他人に使用させる行為
- (2) センターの定める規程、内規等に違反する行為
- (3) センター、他の利用者及び学内外の機関に対し、迷惑又は損害を与える行為
- (4) センターの利用を通して、他人の人権を損なう行為
- (5) センターの維持に支障を来す行為

2 前項に規定する禁止行為があった場合、センター長は、当該利用者に利用停止その他の処分を科すことができる。

(開室時間)

第6条 自習室の開室時間は、本学ホームページに公示する。

(閉室日)

第7条 自習室の閉室日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日
- (2) 日曜日
- (3) その他本学が定める休業日

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認める場合は、臨時に開室又は閉室することができる。ただし、授業日には閉室しないものとする。

3 前項の場合は、その都度公示する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、情報センター委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則

この内規は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2011年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、2014年4月1日から施行する。

2 題名を中京大学情報センター利用内規から中京大学コンピュータ演習室・自習室利用内規に改める。

附 則

この内規は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2018年10月24日から施行する。